

令和7年

寒河江市農業委員会第2回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会
第2回総会

日時 令和7年2月25日(火) 午前9時00分
会場 ハートフルセンター2階 多目的ホール

出席委員

1番 山田和義	2番 影沢政俊	3番 後藤孝好
4番 西尾沙織	5番 眞木早百合	6番 郷野富司男
7番 猪倉通文	8番 氏家理香	9番 安孫子智
10番 大泉孝彦	11番 鈴木浩之	12番 原田義人
13番 芳賀宏	14番 高橋博	15番 奥山浩二
16番 布施功子	17番 片桐道雄	18番 木村三紀

出席農地利用最適化推進委員

1番 小野敏行	2番 五十嵐博志	3番 斎藤幸宏
4番 渡邊慎一	6番 川越卯一郎	7番 鬼海和幸
8番 菖蒲修	9番 渡邊正	

欠席委員

農地利用最適化推進委員

5番 熊坂浩行

事務局

事務局長	渡邊健一	事務局長補佐(総括)	高子英晴
事務局長補佐(農地担当)	日下部靖広	総務係主任	木村龍一
農地係主任	土田修	農地係主事	芳賀遼太郎

農林課 農政係 菅野傑

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について

議事

- (1) 議題4号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議題5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第6号 農用地利用集積計画書の審議について
- (4) 議第7号 地域農業経営基盤整備強化促進計画（地域計画）の作成に係る目標地図の素案の提出について
- (5) 議第8号 （追加議案）
地域農業経営基盤整備強化促進計画（地域計画）の作成に係る審議について

開会 午前 9時00分

木村議長 それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第2回総会を開催します。

はじめに、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員18名で、在任委員の全委員が出席しておりますので、総会は成立します。

なお、今月は総会に農地利用最適化推進委員9名中、8名が出席しております。推進委員は、その担当する区域内における農地等の利用の最適化の推進について、意見を述べる事ができますので、申し添えます。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして、議長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長 それでは、11番鈴木委員、16番布施委員にお願いします。

木村議長 次に、「書記任命」ですが、木村主任にお願いします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

報告事項につきまして、事務局のほうから報告させていただきます。

(報告事項朗読)

木村議長 はい、ご苦労様でした。ただいまの報告について、質問はございませんか。

(発言なし)

木村議長 質問がないようですので、事務局から他にありませんか。

事務局 (事務局長補佐 (農地担当)) 特にありません。

木村議長 それでは、早速議事に入ります。
議第4号から議第7号までの議案について、一括上程します。

- (1) 議第4号「農地法第3条の規定による許可処分について」
- (2) 議第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」
- (3) 議第6号「農用地利用集積計画書の審議について」
- (4) 議第7号「地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)の作成に係る目標地図の素案の提出について」

以上、議第4号から議第7号まで、一括上程いたします。

木村議長 ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。

片桐会長職務代理者、報告をお願いします。片桐会長職務代理者。

片桐会長職務代理者 はい、議長。17番、片桐です。

去る、2月18日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会に係る案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として、農地法第3条新規就農案件1件、追加申請があった農地法第5条の許可申請案件1件の合計2件を審査しました。

議第4号「農地法第3条の規定による許可処分について」順位3番、南部地区の案件になります。

申請地は、南部地区の農地で、譲受人が購入する予定の家に隣接する農地です。

「新規就農希望者の農地に係る申し合わせ」に基づき、申請地の他に「取得農地の利用計画書、営農計画書」等の書類を提出してもらっております。

新規就農を希望する譲受人は、現在寒河江市六供町在住の42歳の男性です。

農業を営もうとする理由は「取得農地の利用計画書、営農計画書」によると、以前より農業に興味があり、機会があればやってみたいと思っていたとのこと、この度、是非この場所に住居を構え、自分の育てた作物を食したいと考えているとのことでした。

現地調査を行った時は、雪が積もっており、その下がどうなっているのかを確認できませんでしたが、五十嵐推進委員の自宅前の土地で、見守って頂けるとのことでした。

事前審査会においては、異議なしとされたところです。

なお、地区審査でも十分な審査をお願いします。

議第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」順位4番、柴橋地区、農作業小屋建築用

敷地への転用案件です。

申請地は、農振農用地区外にある農地であり、計画どおりであれば、特に問題ないと判断しました。

申請された案件については、すべて異議なしとされたところでは、

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

木村議長

はい、ご苦労様でした。

ただいまから、地区審査に入ります。

審査時間は、30分程度とし、9時30分までとします。それでは、地区審査の間、暫時休憩とします。

休憩 午前9時 5分

再開 午前9時32分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして、議事を再開します。

初めに、議第4号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、原田委員、お願いします。原田委員。

原田委員

はい、議長。12番、原田です。

議第4号「農地法第3条の規定による許可処分について」、5ページをお開きください。

(議案書順位1番朗読)

場所になりますが、産業通りを南の方に進みまして、山形三菱自動車販売株式会社寒河江店と株式会社高木との間の道路を東の方へ約300m進んだ南側、借り人が耕作している農地の東隣の土地になります。

2月11日に現地確認のための下見をしましたが、産業通りから100m先が除雪で止まっており、先に進めない状況でした。南部小学校からのルートも試みましたが、やはり、途中から除雪はなっておりませんでした。片桐会長職務代理と五十嵐推進委員に状況を報告しまして、地区全体での現地確認は中止した次第です。借人の経歴も相対によるものですが、五十嵐推進委員より相対契約から正式契約になる案件と聞いております。

現地確認ができませんでしたが、現在までの耕作実績もあり、申請どおりであれば問題ないと思われまます。

事前審査、地区審査でも異議はありませんでした。

続きまして順位2番

(議案書順位2番朗読)

場所でございますが、天童大江線を天童方面に向かいまして、村山橋を渡りまして、太田製材を右折しまして、道なりに約1.6km進んだ左側の農地で一箇所にとまいった3筆になります。

2月11日に現地確認のための下見を行いました。太田製材から600m先で除雪が止まっておりまして、先に進めない状況でした。また、小野推進委員より天童最上川温泉ゆびあからのルートを聞きまして、同行していただきましたが、やはり途中から除雪はされておりませんでした。

片桐会長職務代理と小野推進委員と情報を共有しまして、こちらも、地区全体での現地確認は中止となりました。

小野推進委員からの聞き取りによりますと、譲渡人の■■■■さんは自営の方です。譲受人の■■■■さんは天童市在住の農家で、■■■■さんの父の代からの知り合いで、前々から今回の案件である畑での耕作を委託されておりました。移転の理由としましては、譲渡人の労力不足であり、今回、正式に所有権移転をするものです。

こちらも、現地確認はできませんでしたが、現在までの耕作実績もあり、申請どおりであれば問題ないと判断しました。事前審査、地区審査でも異議はございませんでした。

続きまして順位3番

(議案書順位3番朗読)

場所ですが、寒河江街道から長崎大橋に向かいまして、バイパス方面に向かうカーブの手前を直進した堤防沿いの住宅地にある農地になっております。

こちらは、2月18日、事前審査会出席の農業委員、推進委員で現地確認を行いました。

積雪はございましたが、背の高い草木などはなく、荒廃度が低い遊休農地と思われれます。

譲受人は42歳の新規就農者であり、案件に隣接した空き家を購入しまして、耕作予定になっております。

遊休農地の解消となり、近隣住民の心配もなくなると思います。また、五十嵐推進委員のご自宅のすぐ近くであり、高橋委員の農地へ行く通り道ということもあり、常に状況把握が可能であり、問題ないと考えております。

事前審査、地区審査でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

はい、ありがとうございます。
続いて、西根・三泉地区、西尾委員、お願いします。
西尾委員。

西尾委員

はい、議長。4番、西尾です。
同じく5ページをお開きください。

(議案書順位4番朗読)

場所ですが、日田公民館のすぐ近くになります。日田公民館から県道282号線を渡りまして、民家のすぐ先にある農地2筆がつながっております。

2月15日、現地調査を行いました。前の道は民家に近くということもあり除雪されておりましたが、畑の状況につきましては、積雪のため確認できませんでした。

育苗ハウスを建てる予定ということで、申請通りであれば問題ないと思われまます。

事前審査、地区審査でも異議はございませんでした。

続きまして順位5番と6番が繋がっている農地ですので一緒に説明したいと思います。

(議案書順位5番、6番朗読)

場所ですが、浄化センターのすぐ近くになります。

浄化センターから北の方へ200mほど入ったところになります。こちらの畑も除雪がされておらず、行くことはできませんでしたが、すぐ目の前を鈴木委員が耕作されて

いるとのことで話を伺っております。

こちらは遊休農地のような畑でしたけれども昨年、綺麗にされて、そこを国井さんに耕作していただきたいということです。

事前審査会、地区審査会でも異議はございませんでした。以上です。

木村議長

はい、ありがとうございます。

続いて、高松・醍醐地区、猪倉委員、お願いします。猪倉委員。

猪倉委員

はい、議長、7番、猪倉です。
5ページをお開きください。

(議案書順位7番朗読)

この案件につきまして、2月15日に高松・醍醐地区の農業委員、推進委員の5人で現地を確認してまいりました。

場所は高松駅前の通りを谷沢方面に向かいまして、高松小学校の右側に出ます。小学校の向かい側に農地があり、その近辺に農地が点在しております。一部、小学校の向いにはぶどう棚もありまして、ぶどうの木が植えてありました。高松の委員の話によると、相対で行っていたのではないか、という話でした。譲渡人の労力不足と譲受人の要望もありまして、話し合いが決まったのではないかと思います。

事前審査会、地区審査でも異議はございませんでした。以上です。

木村議長

はい、ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

順位1番から7番まで、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

木村議長

はい、ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。鈴木委員。

鈴木委員

はい、議長。11番、鈴木です。

順位4番の借人の■■■■さんの経営面積と5番、6番の借人■■■■さんの経営面積が同じですが、■■■■さんの経営面積が違っているのではと思うのですがいかがでしょうか。

木村議長

はい。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい。議長。

大変失礼しました。どちらかが間違っって記載されているようです。

木村議長

後ほど調べまして報告したいと思います。
それでよろしいでしょうか。

木村議長

他にありますか。
意見がないようですので、採決いたします。

議第4号「農地法第3条の規定による許可処分について」一部修正を加えた中で決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第4号は原案のとおり一部修正して決定いたします。

次に、議第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。柴橋地区、大泉委員、お願いします。大泉委員。

大泉委員

はい、議長。10番、大泉です。

議第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」

8ページをご覧ください。

(議案書順位2番、3番朗読)

順位2番、3番の案件の場所は県道458号線、平塩バイパスのセブンイレブン寒河江平塩店から西北に500m入ったところになります。

佐藤繊維株式会社第2工場に面しているところであり

ます。

2月14日に地区の農業委員、推進委員で現地を見てまいりました。あいにくの積雪のため、しっかり確認することはできませんでしたが、地元地区の奥山委員と熊坂推進委員の的確な情報もあり、申請どおりであれば何ら問題ないと判断してまいりました。

事前審査会、地区審査でも異議ありませんでした。

続きまして、順位4番。

(議案書順位4番朗読)

場所は県道23号線の西寒河江駅から大江方面に向かったところの鴨田酒屋さんから東南に100m入ったところで、2月18日、事前審査会の委員全員で現地を調査してまいりました。あいにくの積雪でしたが、委員全員が申請通りであれば、何ら問題ないと判断してまいりました。

本日の地区審査でも異議はありませんでした。

以上です。

木村議長

はい、ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

順位2、3番は敷地の拡張の転用申請になっております。申請地は農用地区域外にあり、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連担している区域内にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は、原則許可です

ので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位4番は農作業小屋建築用敷地への転用申請となっております。申請地は、農用地区域外にある農地で、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域にある農地で、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、農業用施設であり、例外的に許可し得るとなっており、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

また、いずれも農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

意見がないようですので、採決いたします。

議第5号「農用地第5号第1項の規定による許可申請書の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員、賛成ですので、議第5号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

次に、議第6号「農用地利用集積計画書の審議につい

て」、地区担当委員より議案の朗読と地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、原田委員、お願いします。
原田委員。

原田委員

はい、議長。12番、原田です。

議第6号「農用地利用集積計画書の審議について」
11ページをご覧ください。

(議案書朗読)

続いて12ページの集計表をご覧ください。

寒河江地区1筆、樹園地0.38ヘクタール、計0.38ヘクタールです。

利用権設定等促進事業については農用地域内の土地で
譲受人は認定農業者であり、地区審査でも異議はありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区 西尾委員、お願いします。
西尾委員。

西尾委員

はい、議長、4番、西尾です。

(議案書朗読)

続いて12ページ集計表をご覧ください。

西根地区1筆、樹園地0.25ヘクタールで、
計0.25ヘクタールです。

利用権設定等促進事業案件については農用地域内の土地で、譲受人は認定農業者であり、地区審査でも異議はありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。
続いて、柴橋地区、大泉委員、お願いします、大泉委員。

大泉委員

はい、議長、10番、大泉です。

(議案書朗読)

続いて12ページ集計表をご覧ください。
柴橋地区2筆、畑0.03ヘクタールで計0.03ヘクタールです。

利用権設定等促進事業案件については農用地域内の土地であり、譲受人は認定農業者であり、地区審査でも異議はありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。
続いて、高松・醍醐地区、猪倉委員、お願いします。
猪倉委員。

猪倉委員

はい、議長、7番、猪倉です。

(議案書朗読)

続いて12ページをご覧ください。
高松地区6筆、樹園地1.54ヘクタールで、
計1.54ヘクタールです。

利用権設定等促進事業案件については、農用地域内の土地であり、譲受人は認定農業者であり、地区審査でも異議はありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

意見がないようですので、採決いたします。

議第6号「農用地利用集積計画書の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員、賛成ですので、議第6号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議第7号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の作成に係る目標地図の素案の提出について」、事務局より説明をお願いします。

事務局（渡邊事務局長）

はい、議長。

令和6年12月2日付農1002号「地域計画の策定に向けた目標地図の素案提出について」により、寒河江市長より農業委員会会長へ目標地図素案に関する協議と作成依頼を頂いております。

これまで市と農業委員会で協力し、9地区、計4回のワークショップを開催した結果を事務局にてとりまとめ、本日、皆様に目標地図素案（案）を配布いたしました。

実際にはデータにて市農林課へ提出することになりますが、こちらの内容で農業委員会より市へ提出してよろしいか、御協議をお願いします。

木村議長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。

ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

先程、地区審査の時に皆さんに地図を見てもらっていると思います。

局長より報告があったとおり計4回もワークショップを行い、素案をまとめた訳でありますので、この内容で市に提出するという事によろしいでしょうか。

木村議長

意見がございませんでしたので、採決いたします。

議第7号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の作成に係る目標地図の素案について」原案のとおり

り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第7号は原案のとおり決定し、市長へ提出します。

木村議長 ここで暫時休憩とします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時16分

木村議長 それでは休憩を閉じまして、議事を再開します。
議第7号議案可決により市長へ目標地区の素案を提出し、市長より地域計画に係る意見を求められましたので、追加議案議第8号「地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)の作成に係る審議について」を上程します。
事務局より説明をお願いします。

事務局(渡邊事務局長) はい、議長。
このことにつきまして、詳しい説明を農林課よりお願いします。

事務局(農林課菅野係長) 皆さんおはようございます。私から只今上程いただきました地域計画の素案について説明させていただきます。
皆様のお手元に配布させていただきましたのが、各地域の地域計画(案)になりますので、こちらについ

て説明させていただきます。

策定年月日ということで3月31日の日付が入っておりますが、地域計画が年度末までとなっておりますのでこの日付を記載しております。それから、目標年度として10年後の令和16年度を一つの区切りとして計画を作ることになっております。それから地域名ということでそれぞれの地区名と集落名が記載されております。

「1、地域における農業の将来の在り方」ということで、将来の地域における農業の概要、面積の分類、どのような田畑があるか、といった内容が記載されております。「(2) 地域農業の現状及び課題」というところでございますが、各地域の土地や作物の特色、地域計画のワークショップ等で話に上がった各地域の現状・課題等について記載しております。共通する内容としましては、新しい担い手を確保し、しっかり育てて、そういった方々に農地や技術を継承していきましようといった内容となります。「(3) 地域における農業の将来の在り方」ということで、地域計画のワークショップの中で付箋に意見を書いていた内容を取り入れてこちらの文章に反映しております。例えば、今後新しい農作物をつくりましよう、新しい人材を育てよう、法人化をしてみようなどの内容を地区毎に記載しております。

「2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標」ということで、まず利用に関する方針が記載されております。基本的には農地の集積・集約化を進めて地域の農地利用を適切にしていましようという内容です。それから「(2) 担

い手に対する農用地の集積に関する目標」では、全地域統一で8割の集積を目指すと記載しております。

「3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置」については記載のとおりとなります。特に柴橋地域については基盤整備も予定されていることでもありますので、そのような内容が記載されており、中間管理事業を適切に活用することで農地利用集積を進めていく旨、記載しております。

「4 地域内の農業を担う者一覧」ということで、目標地図に位置付ける者を記載することとなっております。別紙にまとめておりますが、皆様にワークショップにて検討いただきました方々の名簿になっております。ここでは実名が入っておりますが、今回計画として公表する際には氏名を伏せて公開することになります。ただ、農業者の方や農地を積極的に利用される方にはこのリストを見せることができるとなっておりますので、農業委員の皆様や推進委員の皆様からは実名でご覧いただくことができます。途中、欠番はワークショップを進める途中で変更になった方になります。

例えば個人の方が法人化された場合や体調を崩して農業を辞めた方、親御さんと経営体を一緒にすることになった方等の方々になります。この欠番になっている箇所は各地域で新しい担い手の方が登場した場合にこの欠番を埋めていくという作業になります。先ほど審議いただきました目標地図とこのリストの番号が対応しております。

目標地図とこの計画がセットになって寒河江市の9地域の地域計画ということになります。この計画ですけれども、3月31日に策定を予定しておりますが、

その前に地域内の農業関係団体の皆様から意見を得る必要があることとなっておりますので、この度お集まりいただいた農業委員会の皆様からもご意見を頂戴したいと思ひましてこの場を設けていただきました。

事務局からの説明は以上になります。

木村議長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。

ただいまの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

私から一つ質問いいですか。この度の地域計画は水田が中心かと思うのですが、寒河江市には農地とした果樹園、畑等があると思います。その辺の集積がまだ手つかず、一部やっているところはあると思うのですが、今後進めなくてはいけないのではないかなと思っています。その辺について農林課としての考えをお聞きしたいと思います。

事務局（農林課菅野係長）

はい、会長からもありましたように水田に関しては担い手さんに集積が進んでいるとは思いますが、後継者ということで課題はあるとは思いますが、水田に関しては今回のワークショップでも色が染まっているという形です。ただ、果樹園、それから畑に関しては、寒河江市はまだまだ集積が進んでおりません。

やはり、水田と違って一人の経営体がこなせる面積に上限があるということ、さらに樹木やハウス等の上物がありますので、そういったところの更新にお金がどうしても掛ってしまうということで進んでいないのが現状であると考えております。

ただ、山形県としても来年は果樹生産150周年ということもあり、寒河江市も果樹作メインの土地ですので、今後も皆様から質の高い果樹や野菜を作っていたきたいと考えておりますので、そういった県や国の補助事業を活用しながら皆様に情報提供できるような場面を設けさせていただいて、集約に努めさせていただきたい。

あと、樹園地の継承、次の代に引き継ぐところで、今現在、まだまだ作れるような果樹が、残念ながら切られているというような現状が少なからず聞こえてきますので、そういった先輩農家の方から、次の代を担う方へ上手にバトンタッチできるような仕組みづくりを市としても考えていきたいと思っております。

以上です。

木村議長

やっぱり、果樹園の集積というのは中々、大変かと思えますけれども、その中でも、寒河江市で一番、大きな果樹園地帯を抱えている西根地区の方で芳賀委員、意見、質問ございませんか。

芳賀委員

菅野さんが答弁したということですが、さくらんぼの老朽化というか老木化が進んでおりまして、こういった部分で、行政の方で支援していただけるかが一つの課題だと思いますし、中向地区あたりはまだまだ集積というか基盤整備がなっていない状況なので、そうした部分で将来どのようにしていくかが課題だと思います。

木村議長

はい、ありがとうございました。

寒河江地区の農業委員の方、質問、意見ございませんか。山田委員

山田委員

寒河江地区の場合は、寒河江営農組合も地域を担う一覽にあがっているわけです。営農組合がいままで補助金の対応で長年、営農組合という組織が存続してきた訳ですけれども、今後、営農組合という組織はどういうふうに進んでいくのかな、どうやって運営していくのかなと思っているところです。

木村議長

はい、やっぱり営農組合に入っていると、組合員が果樹も全部含めて入っている、そんなところも考えて、営農組合の存続に関して、どうなるかわかりますか。

事務局（農林課菅野係長）

営農組合という組織自体は今後も、農林課としては存続していくべきではないかと考えております。農家さん個人の経営体だけではなくて、皆様が協力して、作業する場面も必要になってくると思います。今後、人口減少が進むということを考えると、なおさら横の結束みたいなものは、本来なら強めていかななくてはならないのではと考えているところです。

木村議長

ありがとうございます。営農組合の存続については地区の判断によりますけれども、適切な判断をしていただければと思います。

他に質問はございませんか。それでは意見がないようですので、採決いたします。

追加議案の議第8号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の作成に係る審議」について「異議なし」と決定することに賛成に方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第8号は、「異議なし」と決定し市長へ提出します。

これで、本日上程された議案については、全て議決されました。

以上を持ちまして、本日の総会を終了します。

ご苦労様でした。

閉会 午前10時25分

令和7年2月25日

第2回総会 議長 木村三紀

議事録署名委員 11番委員 鈴木浩之

議事録署名委員 16番委員 布施功子